令和９年度十和田市税納税通知書等送付用封筒掲載広告募集要項

この要項は、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・県民税・森林環境税に係る納税通知書等を送付するための封筒への広告掲載の募集に関し、十和田市有料広告の掲載に関する要綱及び十和田市有料広告掲載基準に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

１　募集内容

⑴　広告掲載を行う広告媒体等

項　目	内　容
①　広告媒体	固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市・県民税・森林環境税に係る令和９年度納税通知書等送付用封筒 ※　封筒のサイズは長形３号（縦120ｍｍ×横235ｍｍ（窓付き封筒））
②　掲載位置・広告枠数	納税通知書等送付用封筒の裏面に１枠
③　掲載規格	縦37ｍｍ×横110ｍｍ
④　印字の色	１色刷り（青色）
⑤　使用期間	令和９年４月上旬から令和10年３月末まで
⑥　印刷枚数	64,500枚（予定）
⑦　その他	・　広告主の名称及び連絡先を表示すること（連絡先については、ＱＲコード等による参照方法も可）。 ・　掲載する広告は、すべて同一のものとすること（封筒ごとに異なる広告を掲載することはできない。）。

※　掲載位置及び広告規格（広告掲載欄）の具体的なイメージについては、別紙を参照のこと。

⑵　広告の内容（広告の基準）

十和田市有料広告の掲載に関する要綱第３条及び十和田市有料広告掲載基準の規定を遵守したものとする。

⑶　広告の内容の審査及び掲載の可否の決定

広告の申込期限後、申込内容及び広告原稿等について十和田市有料広告の掲載に関する要綱及び十和田市有料広告掲載基準に基づき審査の上、広告の掲載の可否を決定する（広告掲載の可否の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合あり。）。

⑷　広告の掲載料

１枠５万円（税込み）

※　広告デザイン等の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

※　広告の掲載料は、掲載決定後、市が指定する期日までに一括で前納しなければならない。

2　申込方法

⑴　申込書類

以下のすべての書類を持参、郵送、メール又はＦＡＸのいずれかの方法により、下記申込先へ申込期限までに提出しなければならない。

①　十和田市有料広告掲載申込書

②　広告原稿

③　事業内容等がわかる資料（パンフレット等）

※　持参する場合は、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前８時30分から午後５時15分までに、下記申込先へ提出すること。

⑵　申込期限

令和８年12月21日（月）まで（期日必着）

⑶　申込者の資格

市税を滞納している者又は過去２年以内において市税の滞納処分を受けた者は申込みできない。

⑷　広告掲載の決定・公開抽選

掲載の可否を審査し、後日、その結果を通知する。

広告枠を超える複数の広告掲載の申込みがあった場合（以下「競合」という。）は、公開抽選を行い、広告の掲載の可否を決定するものとする。

※　公開抽選を実施するときは、後日、申込者に連絡する。

⑸　申込先

〒034-8615　十和田市西十二番町６番１号

十和田市役所くらし窓口部税務課諸税係　庁舎本館１階（５番窓口）

電話：0176-51-6765（直通）

Ｅメール：zeimu@city.towada.lg.jp

3　注意事項

⑴　広告の掲載の決定をした後に広告掲載の申込内容に虚偽があることが判明した場合又は広告の内容等が十和田市有料広告の掲載に関する要綱、十和田市有料広告掲載基準等に抵触することが明らかとなった場合は、当該決定を取消しするものとする。

⑵　広告主の原因による広告掲載の取消し、及び取下げがあった場合、当該広告部分を削除して、新たに封筒を作成するために要した費用は当該広告主の負担とする。

⑶　提出された申込みに係る書類等は、返却しない。

4　その他

この募集要項に定めるもののほか、当該事業の実施については、十和田市有料広告の掲載に関する要綱等に基づくとともに、当該要綱等に定めのないものの取扱いについては、市の指示に従い対応するものとする。